

平成23年第2回定例会 健康福祉病院常任委員会

所管事項概要説明資料

【所管事項説明】

八度ノジ

○ 県立病院改革について

- | | |
|---------------------------|---|
| 1 「県立病院改革に関する基本方針」策定までの経緯 | 1 |
| 2 県立病院改革の取組スケジュール | 2 |

平成23年5月25日
健康福祉部・病院事業庁

1 「県立病院改革に関する基本方針」策定までの経緯

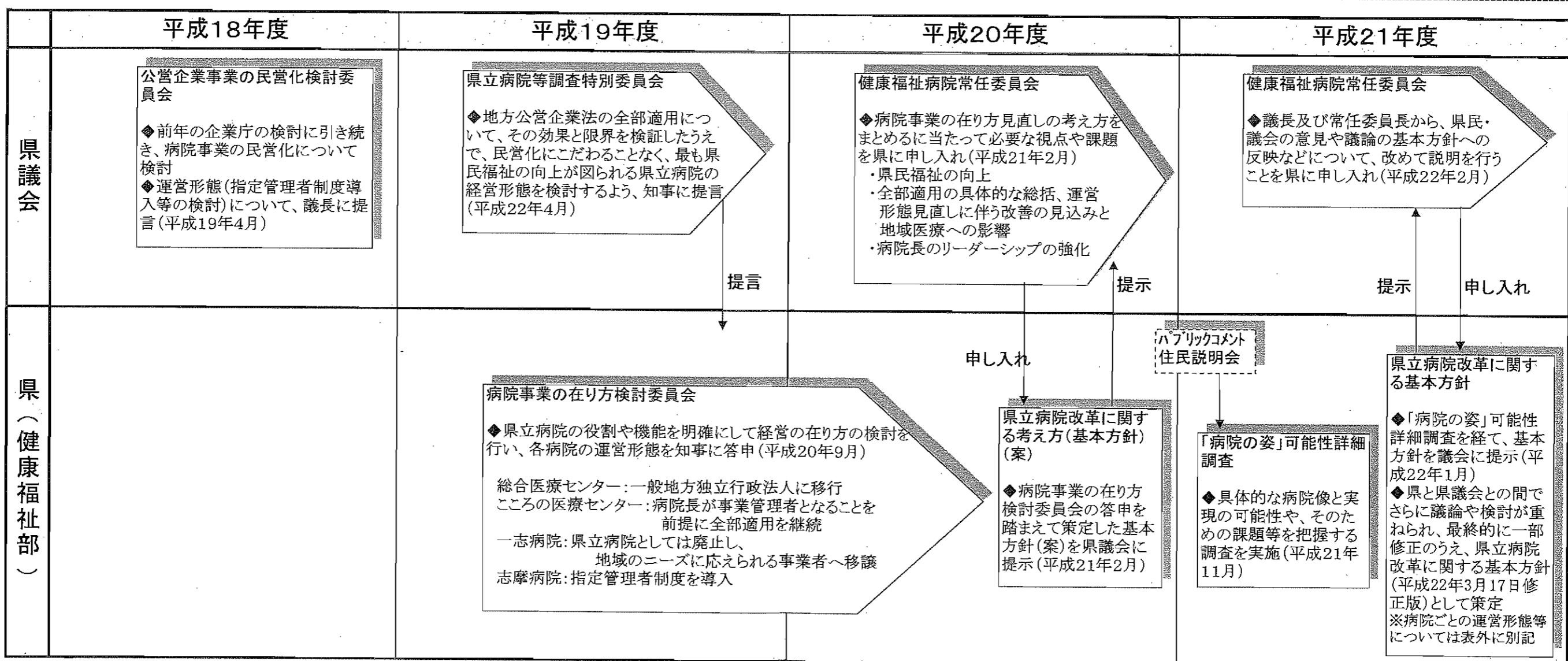
本県の県立病院は、4病院一括での地方公営企業法全部適用の枠組みのもとに、これまで政策医療の提供に大きな役割を果たしてきましたが、医師・看護師不足など医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、果たすべき役割や機能を十分に発揮できなくなつてきており、收支面においても非常に厳しい状況が続いてきました。また、4つの県立病院は、機能や規模、抱える課題、さらには立地する地域の医療環境がそれぞれ異なっています。

このようなことから、病院の運営体制を再構築し今後も健全な経営を継続させることを前提に、各病院が県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供することを目指して、県立病院改革の検討を進めてきました。

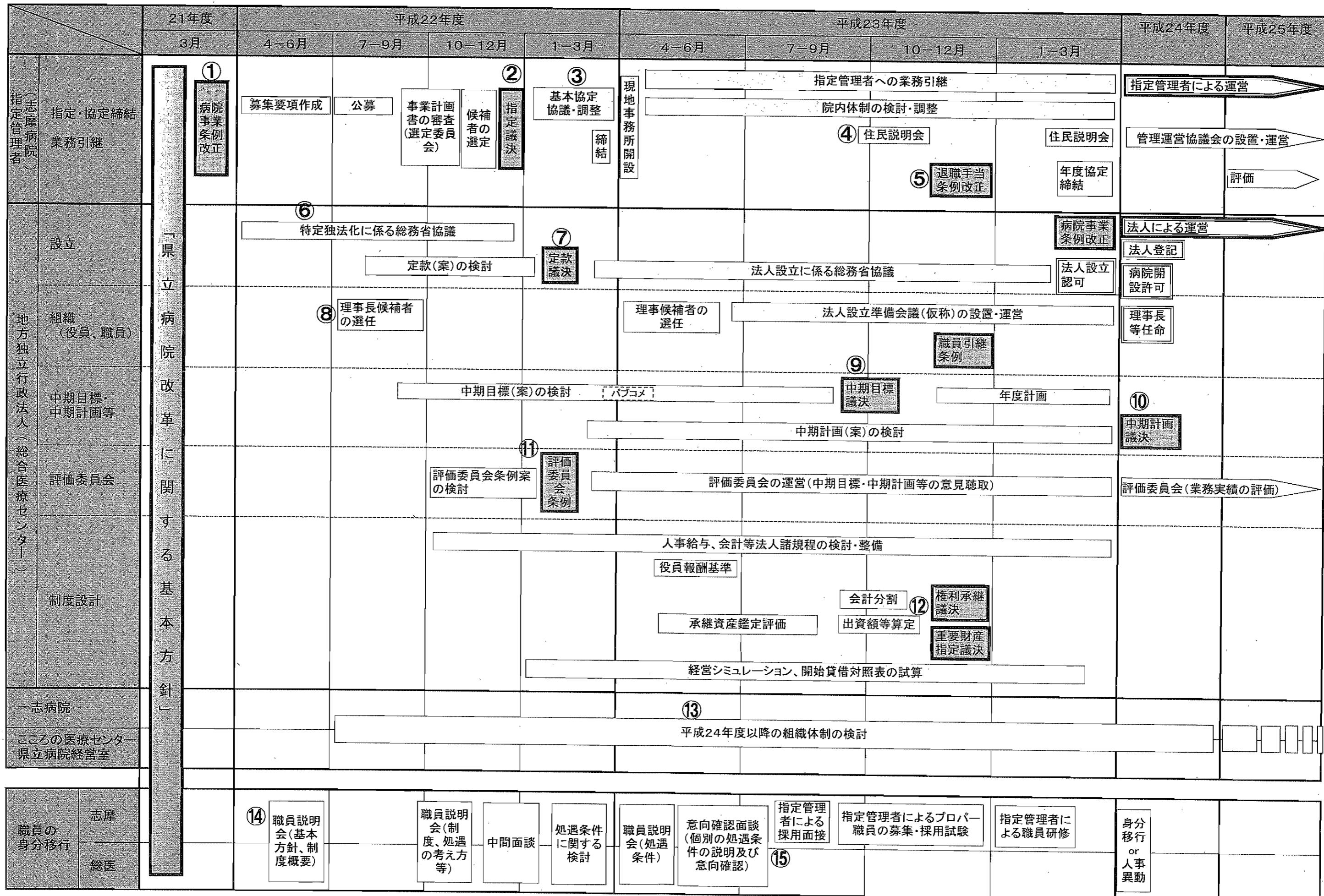
その結果、4病院一括での地方公営企業法全部適用の枠組みを外し、病院ごとに改革を進める「県立病院改革に関する基本方針」を平成22年3月に策定しました。

「県立病院改革に関する基本方針」における病院ごとの運営形態等

- 総合医療センター
病院長の責任と権限をより明確にし、刻々と変化する医療環境に柔軟かつ迅速に対応
→ 平成24年4月に特定地方独立行政法人へ移行
- 志摩病院
病院機能の維持が危惧されるほど医師不足が厳しい状況にあり、新たな医師確保対策を早急に講じる必要
→ 平成24年4月に指定管理者制度へ移行
- 一志病院
診療圏に広域性が認められず、県立病院の枠組みでは総合的な高齢者ケアの充実など福祉領域への取組を進めることに制約
→ 県立病院としては廃止し、ニーズに応えられる事業者へ移譲
直ちに民間移譲の手続きを進めることは困難であることから、当分の間は県立県営で運営
- こころの医療センター
県の医療行政との整合性を図り精神科急性期医療の拠点病院として充実させる必要
→ 病院長を事業管理者とすることを前提に、全部適用を継続
- その他
一志病院、こころの医療センター、病院事業庁(県立病院経営室)については、平成24年度以降どのような組織体制で運営を行うのかについて検討を行い、改めて工程等を示す。



2 県立病院改革の取組スケジュール



[参考] 県立病院改革の取組状況

I 県立志摩病院への指定管理者制度の導入について

1 指定管理者の募集

- 平成22年7月に、「県立病院改革に関する基本方針」（平成22年3月）の中で示された「志摩病院指定管理条件（骨子案）」を基本的に踏襲したうえで、成果目標や収入・支出に関する事項、審査基準等を肉付けした「募集要項」を策定し、募集を開始しました。
- 少しでも多くの応募者を確保するため、県内及び近隣府県の医療関係機関や医学部を設置している大学に直接訪問するなどして、応募の要請を行いました。
(要請先29法人、うち直接訪問10法人)
- 現地説明会（7月23日）には、「公益社団法人 地域医療振興協会」1者の出席がありました。
- 8月31日まで申請を受け付けたところ、地域医療振興協会から申請（事業計画書の提出）があり、病院事業庁において資格審査を行ったうえで、知事あてに選定委員会での調査審議を依頼しました。

2 選定委員会における調査審議

- 病院事業条例に基づき、知事の諮問機関として「三重県立志摩病院指定管理者選定委員会」を設置し、申請事業者から提出された申請書類（事業計画書等）の調査審議を行いました。

《選定委員会 委員》

区分	氏名	備考
委員長	登 勉	国立大学法人三重大学医学部長
副委員長	竹田 寛	国立大学法人三重大学医学部附属病院長
委員	岡宗眞一郎	社団法人志摩医師会会长
〃	中村 康一	社団法人三重県医師会理事
〃	古田 昌子	社団法人三重県看護協会副会長
〃	森川 仁	みなと総合法律事務所弁護士
〃	山崎 勝也	公募委員
〃	山下 美恵	公募委員

《開催状況》

第1回 6月 3日 委員長・副委員長の選出、委員会への諮問等

第2回 6月 16日 審査基準等の審議

— 8月 24日 選定委員現地説明会

第3回 10月 1日 第一次審査（書面審査）

第4回 10月 20日 第二次審査（ヒアリング審査）

- 11月1日に、選定委員会から知事に対して、「申請事業者である公益社団法人地域医療振興協会は、志摩病院の指定管理者としてふさわしいという結論に達しました」との報告がありました。

3 指定管理者の指定及び基本協定の締結

- 病院事業庁では、選定委員会の調査審議の結果を踏まえ、地域医療振興協会が指定管理者としてふさわしいかどうかについて、同協会の理事長への聞き取りも行いながら、病院事業条例に規定する5つの審査基準により総合的に審査を行い、1月17日に指定管理候補者に選定し、県議会1月会議に指定議案を提出しました。

〔選定理由〕

「公益社団法人 地域医療振興協会」は、安定的な人員・財政的基盤と病院運営に関する十分な能力・経験を有している。また、病院運営にかかる適切な基本方針のもと、その基盤や運営ノウハウを可能な限り活用するとともに、地域の医療機関等と十分に連携しながら、診療体制を順次回復・充実させ、指定管理期間中、志摩地域の中核病院として安定的・継続的に病院運営を行う能力があると認められること。

《5つの審査基準》

- I 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること
 - II 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること
 - III 事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること
 - IV 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること
 - V 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること
- 県議会での議決（12月21日）を経て、12月27日に地域医療振興協会を指定管理者に指定しました。
 - 指定後、指定管理者との間で、指定期間における基本的な事項を定める基本協定についての協議・調整を行い、3月29日に締結しました。
 - 指定管理者は、4月1日に移行準備を円滑に行うための現地事務所を志摩市内に設置しました。

4 今後の対応

- 平成24年4月の病院運営の移行が円滑に行えるよう、業務の引継や院内体制の検討・調整などについて、指定管理者と連携しながら適切に対応していきます。
- 併せて、平成24年度の管理に係る年度協定の協議・調整を進めていきます。
- 現在の志摩地域の厳しい医療環境を踏まえ、指定期間の開始を待つことなく、少しでも早く病院機能の回復を図るため、指定管理者に対して、引き続き医師の前倒し配置を要請していきます。

II 県立総合医療センターの地方独立行政法人化について

1 地方独立行政法人の定義

地方独立行政法人とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的・効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人（地方独立行政法人法第2条第1項）

2 地方独立行政法人と県との関係

別紙資料「地方独立行政法人と県との関係」のとおり

3 特定独立行政法人化にかかる総務省協議

〔特定地方独立行政法人〕

地方独立行政法人のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が定款で定めるもの

- ・ 「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、平成22年4月以降、総務省に対して、東海地震、東南海・南海地震など大規模災害時における職員派遣等の対応、感染症患者の積極的な受入など、本県の地域の実情を説明し協議を行ってきました。
- ・ 平成22年12月に知事及び議長が総務大臣に要望を行った結果、「法的に認められている制度であり、県（知事及び議会）の判断を尊重する」との回答を得ました。

4 定款の制定

- ・ 特定独法化にかかる総務省協議の結果を受け、議会（2月会議）に定款案を提出し、議決を経て制定しました。

〔定款に定める役員〕 理事長1人、副理事長1人、理事6人以内、監事2人

5 評価委員会

地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、県に設置する知事の附属機関で、以下の事務をつかさどります。

- ・ 法人の業務実績に関する評価
- ・ 知事が認可・承認等を行う際の意見の提示（中期目標、中期計画等に関するもの）
- ・ 知事への意見の申し出（法人役員の報酬等に関するもの）

《評価委員会 委員》

区分	氏名	備考
委員長	澤 宏紀	元国立健康・栄養研究所所長、元鈴鹿医療科学大学学長
委員	小林 篤	県医師会常任理事、四日市医師会会长
〃	谷ノ上千賀子	医療審議会委員、㈱百五経済研究所地域調査部研究員
〃	藤田 せつ子	県看護協会常任理事
〃	森 智	公認会計士

6 中期目標

(1) 趣旨・内容

法人が3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標として、知事が法人に指示するもので、以下の事項を定めることになっています。

- ・中期目標の期間
- ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ・業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・財務内容の改善に関する事項
- ・その他業務運営に関する重要事項

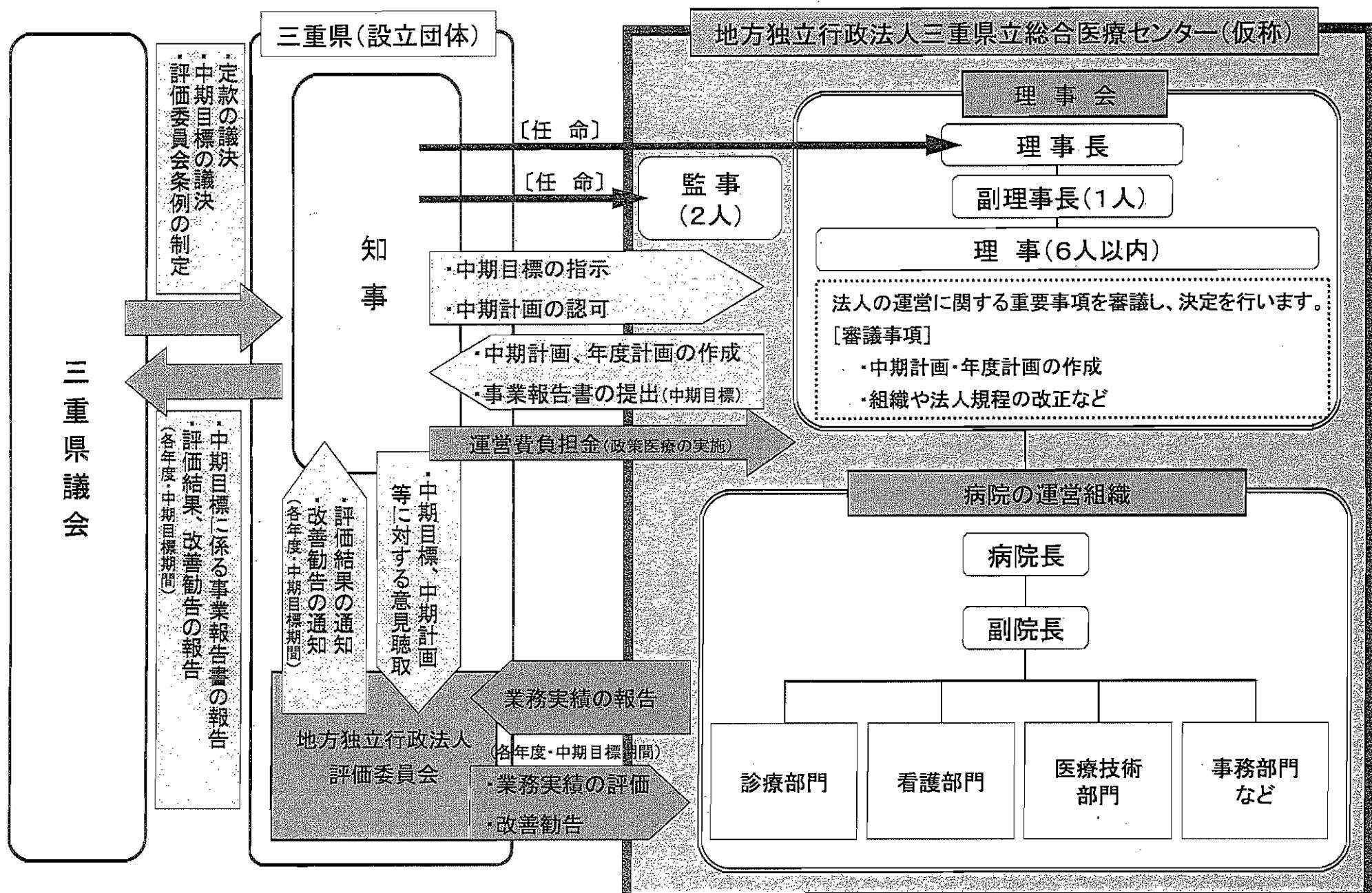
(2) 策定状況

- ・現在、「中期目標（素案）」を作成し、評価委員会で審議いただいている。
(第1回は3月17日に開催済、第2回は6月頃開催予定)
- ・また、県民から意見を募集するため、パブリックコメントを実施した結果、5件の意見がありました。
- ・今後、評価委員会の審議を踏まえて「中期目標（案）」を取りまとめ、第3回定期会9月会議に議案として提出する予定です。

7 今後の対応

- ・法人運営の基本となる中期目標、中期計画について、評価委員会の意見も踏まえながら検討・策定を進めていきます。
- ・円滑な法人化を図るため、人事給与・財務会計に関する基本方針のほか就業規則や財務規程など諸規程の整備、承継資産の鑑定評価等に踏まえた開始貸借対照表の作成などを行っていきます。
- ・これらの諸準備を進めながら、並行して法人の設立認可にかかる総務省との協議を進めています。

地方独立行政法人と県との関係



III 県立一志病院の改革に関する検討について

1 改革の工程等 (平成23年3月常任委員会資料 拠粹)

「一志病院については、当分の間県立県営で運営を行うこととし、病院を取り巻く環境や家庭医療に関する現状と今後の取組等について関係者と意見交換を行ってきましたが、家庭医療が地域に定着しつつあることを踏まえ、保健・医療・福祉を総合的に確保するための運営方針や施設の有効活用等について、あらためて検討を行います。」

2 今後の対応

本年度、津市や三重大学等の関係機関との協議・検討を進めていきます。

IV 病院事業庁（県立病院経営室）の廃止等今後の運営体制について

(平成23年3月常任委員会資料 拠粹)

「病院事業庁（県立病院経営室）については、

- ① 総合医療センター及び志摩病院が平成24年4月から運営形態を変更することから、新たな運営体制への円滑な移行を確認する。
- ② 一志病院についての検討結果を踏まえる。
- ③ こころの医療センター院長を事業管理者とする体制を整備する。

ことなどが必要となることから、これらの状況を勘案し廃止の時期を決定します。」